

II 資料紹介 II

改正税法のすべて 昭和二〇年 III

井上 一郎

(租税資料室  
研究調査員)

税制の適正化に関する勅令の解説

——戦時緊急措置租税立法——

一、戦時緊急措置的租税立法の必然性	五五七
二、税制の適正化について	五五九
税制適正化に関する勅令の説明	五六〇
戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル件	五六五
戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル件施行方	五六八
三、税務行政簡素化のための改正	五六九
戦時緊急措置関係法令	五七一
結	五七六

## 一 戦時緊急措置的租税立法の必然性

昭和二〇（一九四五）年三月一〇日の東京空襲は、わが国の戦闘攻撃態勢の限界を示したものと見える。また、同年四月一日には沖繩戦の開始を告げる日でもあり、ここでもまた、戦闘攻撃態勢の劣悪化が証明された。さらに同年五月二五日の東京空襲は、戦力の限界と、帝都の機能の低下を感ぜずにはおれなかった。

戦時体制の極限化状況が進むこととなる。それを決定的にならしめたものはほかでもなく六月六日の戦争指導会議における本土決戦断行の議案採択、八日の御前会議における最高戦争指導会議の戦争指導大綱の採択であった。

要するに本土決戦の敢行である。このため、内政の地方化又は本土分断によるも内政の確保という点から、地方分割或は権限の分化が意図的にとりあげられるようになる。

右の意味における官庁の地方分割は、官制大権にもとずき、地方総監府が創設され、つづいて、さきにみた戦時緊急措置法の制定公布により、官庁に対し國家總動員法を上まわる大幅な授権が行われた。税制についても、この戦時緊急措置の例外ではなかった。<sup>(1)</sup>すなわち、これにより「税制の適正化」がはかられ、また大蔵省においては、「大蔵大臣ニ属スル許可認可等ノ職権ノ一部ヲ財務局長ヲシテ行ハシムルコトニスル等ノ大蔵大臣ノ職権ノ特例ニ關スル件（昭二〇・七・二四勅令第四二六号）」を、つづいて「大蔵省關係許可認可等臨時措置令施行規則中改正ノ件（昭二〇・七・二五大蔵省令第六五号）」も公布、施行することとしたのである。

税制、行政機構の一体的政策により、戦時緊急時の行政確保の手だてが行われたのである。

「税制の適正化」については前号でもその一端を述べておいて（一八号六一五頁以下参照）が、以下において、若

干の解説を加え、関係法令をも示しておく。

財団法人日本税務協会「月刊会報第七・八合併号」(昭二〇・六・三〇刊)の巻頭言は、「戦局重大化に直面して」と題して、当時の社会状況を背景として、戦時緊急措置法制定の意味を指摘する。すなわち、

大東亜戦争より北支事変まで遡れば既に八年、此の間計上された戦費は、今更天文学的数字などと驚くに足らぬが、臨時軍事費特別会計昭和二〇年度現額は二千二百二十一億円を示して居る。

之を世間に伝えられる戦費、日清戦争の二億円、日露戦争の十七億円に比較する時、各其当時の財政規模、貨幣価値等諸般の相違、較差の存すること勿論乍ら、今次大戦が将来吾々国民に要請する所、果して何物か、幾何かと念を押し度くなる。臨時軍事費特別会計予算現額は、既に二千二百二十一億円を算したが、戦局の進展に伴い、今後更に飛躍的に増嵩するであろうことは警言を俟たぬ。這個の主要財源の一たる国税を見るに、北支事変勃発当時の昭和一二年度以降昭和二〇年度迄に、臨時軍事費特別会計の財源として行われたる増税額は合計八十六億六千余万円(国税総額は昭和一二年度十五億九千余万円より数次の増税に依って昭和二〇年度百三十六億六千余万円に膨脹)として計上されて居る。結局之を彼の臨時軍事費特別会計現額に対比すれば、他に考慮すべき点があるけれども、今次大戦の戦費も其相当割合が公債に依って賄われつつあったことも容易に窺知出来る。従前、戦費は可及的多額を増税に依って賄うべく、公債増発は努めて抑制すべきであると言われ来た。其主なる理由は、公債は其負担を後代の子孫に残すからと云うに在ったけれども、現在では苟も国民所得に関する限、戦費は租税に依ると公債に依るとを問わず、総て現代の生産力に依存するものであると主張されて居る。兎に角、外債募集の問題のない今次大戦の戦費たる公債

は、当に吾々現代の一億国民の国民所得を以て消化せらるべきであつて、決して累を後代の子孫になぞとの問題を生ぜしめては相済まぬ。

今や戦局の重大化は、税務行政の面に於ても、運営機構將又賦課徴収技術上、断然旧套も蟬脱するの必要がある。畢竟総てが簡素化の一語に盡きるのである。即ち今次第八十七回臨時議会の戦時緊急措置法も此間の要請に基けるものと推知して宜敷しからう。(以下略)

(一) 拙著「租税行政史・終戦から占領初期まで」中央経済社 昭和五五年、第一章四・五・六〔節〕を参照されたい。

## 二、税制の適正化について

戦時緊急措置法の議會審議の模様については、前号で触れた。そして、本法は昭和二〇年六月二三日に施行された。これを受けて、政府では、同年七月一日、「税制の適正化に関する要綱」を閣議において決定した。

昭和二〇年戦時緊急措置法に基ずく税制の適正化に関する要綱

(一) 配当利子特別税、外貨債特別税、建築税、有価証券移転税、電気ガス税、広告税、馬券税及び印紙税の課税を一時停止すること。

(二) 新興所得階層等所得又は純益等の激増者に対し予算課税をなし得ることとしたこと及びこれに伴う減額更訂の途を招いたこと。

(三) 甲種の勤勞所得に対する分類所得税の端数計算並びにその徴収及び払込に関し簡易な方法も採用したこと。

(四) 酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、物品税、遊興飲食税、入場税、特別入場税及び特別行為税につき申告納税制度を創設したこと並びに納付期日の延長及び徴収補助団体代表者の徴税額取りまとめを認めたこと。

(五) 遊興飲食税につき納税切符の使用を停止すること。

これにより、初年度、平年度の減収見込を次のとおり算定した。

初年度 五千三百三十万五千円

平年度 六千九百四十二万三千円

税制の適正化の要請により、適正化の方向が閣議決定により明らかとなり、すすんで、戦時緊急措置法第一条第五号及び同法施行令第一条第二項により、「戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル件」ノ制定へと推移した。

財団法人日本税務協会「月刊会報 第九・一〇合併号」(昭二〇・八・三〇刊)七頁に、「税制適正化に関する勅令の解明」と題して、同勅令の制定理由を掲載している。ところでこの制定理由は、同会報、編集後記によると、大蔵当局発表とある。但し、発表の日時、場所等は不明である。数少ない「解説」であるので、労をいとわず、次に全文を引用しておく。

### 税制適正化に関する勅令の説明

戦時緊急措置法に基く税制の適正化に関する勅令の内容に付きまして簡単に御説明申し上げます。

先ず第一は本要綱の法的根拠を明確にしたものであります。即ち本勅令要綱に定めて居ります所は、戦時緊急措置

法第一条五号に所謂税制の適正化に関するものでありまして同法の施行令第一条第二項に依りますと、税制の適正化に関する措置に付ては別に勅令を以て定むる旨を規定し、又同令第五条に依りますと、同法第一条の規定に基いて発する命令には同条の規定に基いて発するものなる旨を明示すべきものと定められて居りますので其の趣旨を明記致したのであります。

第二は配当利子特別税、外貨債特別税、建築税、有価証券移転税、電気瓦斯税、広告税、馬券税及印紙税の八つの租税に付之が課税を一時停止する規定であります。此等の租税は夫々各税法に依つて課税して居るのでありますが、賦課徴収上の官民相互の手續を可及的に省略する為め本条に依りまして其の適用を停止し課税せざること相成る次第であります。

第三は所謂新興所得階層等所得の激増すと認めらるる者に対する課税に付、前年の実績に代え其の年の予算に依り所得を計算し得ることと規定せんとするものであります。即ち個人に対する課税に当りましては分類所得税の課税標準たる所得金額、営業税の課税標準たる純益金額、臨時利得税の課税の基礎たる利益金額は、孰れも前年の実績に依り計算することに相成つて居るのであります。然るに新興所得階層等に対しましては時局下一層負担力に適応し徴税並に納税に容易なる時期に於て課税を行う為、所得、純益又は利益金額を其の年の予算に依り計算し之に基き課税し得る途を拓いた次第であります。而して予算課税を行うを適當とする新興所得階層等を如何なる範圍に限るかは相當困難な問題でありますが、本要綱に於ては甲種の事業所得者、乙種事業所得者及不動産所得者に限ることとし且、其の年の予算に依り計算した金額が前年の実績に依り計算した金額に対し五割以上増加した者及其の年始めて此等の所得を有するに至つた者を之に該当する者と規定致したのであります。而して税務署長は現下の情勢に鑑み負担の適正

を図る為め必要ありと認むる場合に於ては本条に依り実績に依らずして予算に依ることを得ることと致したのであります。

第四は新興所得階層等に対し負担の適正を図る為課税手続上応機の措置を講じ得べきことを規定したものであります。即ち第三に依り実績課税に代へて予算課税に依り得る途が拓かれた次第であります。然るところ、所得金額等の決定は原則として五月末日と相成つて居りますので、六月以後に於て所得の激増すと認められる場合に於ては、当該所得の状況に応じて課税することが不可能であります。従いまして所得等の決定後其の決定金額等に対し其の年の予算に依り計算した金額が五割以上増加すと認めらるる者に対しては其年中は所得調査委員会の調査に依らずして増加部分の所得、純益又は利得金額を決定することを得るの途を拓いた次第であります。

次に増加せる所得金額等を決定した場合は一般の例に依り之を納税義務者に通知することと致したのであります。が、決定に異議ある場合に於ても同様一般の例に依り審査の請求、訴願及行政訴訟等を為し得ることと致したのであります。

第五は第三又は第四に依り予算課税を受けた者に対しては、其の翌年に於ても予算課税を為し得ることとし所得の激変する場合の負担の適正を図る為適切なる課税を行わんとするものであります。而して第五に依り予算課税を致しましたも、其の翌年は原則に復帰し、実績に依り課税することに致して居ります。

第六は減損更訂即ち予算課税を受けた納税義務者の所得状況等が悪化した場合の救済規定であります。即ち予算課税を受けた其の年の実績金額が決定金額に対し三割以上減少した場合は実績に依り課税を更訂することと致したのであります。但し相続、贈与、営業継続に基く減少は更訂の事由には致さないことに致しました。



減損更訂を受けんとする者は翌年一月三十一日迄に所轄税務署に対し申請を要することと致してあります。而して事業の所得が五割以上減少したときは臨時租税措置法第一条の二十六に依り租税の軽減が認められて居るのでありますが、減損更訂を受ける方が有利でありますので、更訂の場合は措置法の軽減は行なわないことに致しました。

第七は総合所得税に付きましても所得の激増すと認めらるる者に付ては第三乃至第六に於て述べました分類所得税の例に依り、予算に依り課税標準額を計算し決定後に於て所得調査委員会の調査に依らずして随時増加部分の決定を行い又は減損更訂等を認むる等を規定せんとするものであります。

第八は甲種の勤労所得に対する分類所得税の扶養家族控除は毎年一月一日現在の扶養家族数に依つて居たのであります。今回臨時家族手当の支給を受くる扶養家族数と同様とする為め、毎月一日現在の家族数に依り控除せんとするものであります。

第九は甲種の勤労所得に対する分類所得税の端数計算を簡単ならしむる規定であります。現在は一銭単位として厘位は切捨てて居りましたが多数の納税者に対する税額計算及支払上の便宜を図る為十銭単位とし十銭未満を切捨てんとする規定であります。

第十は甲種の勤労所得に対する分類所得税の払込の簡便を認めた規定であります。税務署長の承認を受けたときは毎月十日迄に払込むべき税金を三月分以内を取纏め納付することを得るよう規定せんとするものであります。

第十一は酒税、清涼飲料税、砂糖特別消費税、物品税、遊興飲食税、入場税、特別入場税及特別行為税に付て申告納税制度を創設せんとするものであります。

此等の間接税は毎月分の課税標準額を翌月十日迄に申告し、其の税金は税務署長の納税告知に依つて翌月末日迄に

納付することになつて居るのでありますが、今回徴収手続の簡素化を図る為課税標準額を申告と同時に納税者をして自ら税金を払込みしむることとし之が納税告知の手續を省略することに致したのであります。尚納期は従來の通り翌月末日迄と致して居ります。

第十二は砂糖特別消費税、物品税、遊興飲食税、入場税又は特別行為税の徴収補助団体の代表者が其の団体の納付すべき税金を取纏め納付し得ることを規定せんとするものであります。

従來徴収補助団体の団体の納付すべき税金に付ては其の代表者に対し一括納税告知を為し相当手数の簡略を図つて居るのでありますが、今回第十一に依りまして一部間接税に付て申告納税制度を創設致しましたのに伴い、徴収補助団体の場合も其の代表者が団体の提出すべき課税標準額の申告書を取纏め提出するときは税務署長の納税告知を待たずして各団体の税金を取纏め納付し得る事と致したのであります。

第十三は遊興飲食税に於ける納税切符の使用を停止せんとするものであります。

即ち食堂等客の混雑する特定の料理店に於ける飲食の料金にして一人一回十円未満のものに対しては階級定額税に依り納税切符を交付せしめて居りますが、納税切符の印刷、配付等には相当資材、手数を要し最近に於ける輸送等の実情に顧みましても到底之を繼續して使用せしむることは困難なるものと認められますので今回之に関する規定を使用しないこととし納税切符制度を停止致したのであります。

第十四は納期又は納税告知に関する特例を設けんとするものであります大蔵大臣又は税務署長は事態急迫の場合に於ては納期を繰下げ徴収の猶予を行い又現下の情勢に顧み必要に応じ納税団体に対し団体の代表者に対する納税告知を一括して行い得る途を拓いたのであります。

第十五は台湾及樺太に於て本要綱は規定中の第二と第十四が適用になります關係上此の部分に対し税目又は行政官庁に関する事項を規定せんとするものであります。第十六は本勅令の実施の時期を規定し第十七は昭和二〇年分より予算課税を為し得ることを決定せんとするものであります。第十八は本年の所得調査委員会閉会前の状況に依り前年中の実績に対して五割以上増加すと認めらるる者及本年二月一日以後新に資産又は事業を存するに至つた者で所得の激増すと認めらるるのに付ては本年は所得調査委員会が終了致して居ります關係上所得調査委員会の調査に依らずして政府に於て決定し得ると謂う経過規定であります。第十九は全部又は一部の課税を停止した各税に付、昭和二〇年八月一日以前に課税原因の発生して居た税額は従前の例に依り徴収すると謂う経過の規定であります。(終)

戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル件(昭和二〇・七・二一公布、勅令四二三号)

第一条 戦時緊急措置法第一条ノ規定ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル措置ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 配当利子特別税、外貨債特別税、建築税、有価証券移転税、電気瓦斯税、広告税、馬券税及印紙税ハ之ヲ課セス

第三条 税務署長ハ其年中ノ營業ノ所得、純益又ハ利益金額ガ前年中ノ營業ノ所得、純益又ハ利益金額ニ対シ五割以上増加スト認ムル者ニ付テハ其年ノ予算ニ依リ所得、純益、又ハ利益金額ヲ計算シ甲種ノ事業所得ニ対スル分類所得税、營業税、又ハ營業利得ニ対スル臨時利得税ヲ賦課スルコトヲ得其年一月一日以後新ニ營業ヲ有スルニ至リタル者ニ付亦同シ

②前項ノ規定ハ税務署長ニ於テ其年中ノ不動産所得、又ハ乙種ノ事業所得ノ金額ガ前年中ノ不動産所得又ハ乙種ノ事業所得ノ金額ニ対シ五割以上増加スト認ムル者及其中年一月一日以後新ニ資産又ハ事業ヲ有スルニ至リタル者ノ不動産ナル所得又ハ乙種ノ事業所得ニ対スル分類所得税ニ付テハ準用ス

第四条 税務署長ハ其年分ノ所得、純益又ハ利益金額ノ決定後其年ノ予算ニ依リ計算シタル其年中ノ營業ノ所得、純益又ハ利益金額ガ其年分ノ營業ノ所得若ハ純益ノ決定金額又ハ利得ノ決定金額ノ計算ノ基礎タル利益金額ニ対シ五割以上増加スト認ムル者ニ

付テハ所得調査委員会ノ調査ニ依ラスシテ其増加スト認ムル所得、純益、又ハ利得金額ヲ決定スルコトヲ得

②前項ノ規定ハ稅務署長ニ於テ其年分ノ不動産所得又ハ乙種ノ事業所得ノ金額決定後其ノ年ノ予算ニ依リ計算シタル年其年中ノ不動産所得又ハ乙種ノ事業所得ノ金額ガ其年分ノ不動産所得又ハ乙種ノ事業所得ノ決定金額ニ対シ五割以上増加スト認ムル者ニ付之ヲ準用ス

③前二項ノ規定ニ依リ所得、純益又ハ利得金額ヲ決定シタルトキハ稅務署長ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スベシ

④所得稅法第六十七條、第六十八條及第七十一條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ通知シタル所得、純益又ハ利得金額ニ異議アル場合ニ付之ヲ準用ス

第五條 第三條又ハ前條ノ規定ノ適用ヲ受ケタル者ノ翌年分ノ不動産所得若ハ事業所得ニ対スル分類所得稅、營業稅又ハ營業利益ニ対スル臨時利得稅ノ賦課ニ付テハ第三條ニ該當セザル場合ト雖モ其年ノ予算ニ依リ所得、純益又ハ利得金額ヲ計算スルコトヲ得

第六條 前三條ノ規定ニ依リ決定シタル所得若ハ純益金額又ハ利得金額ノ計算ノ基礎タル利益金額ニ対シ其年中ノ所得、純益又ハ利益金額ガ三割以上減少シタルトキハ所得、純益又ハ利得金額ヲ更訂ス

②前項ノ規定ハ相続、贈与又ハ營業繼續ニ因ル所得、純益又ハ利益金額ノ減少ニハ之ヲ適用セズ

③第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケムトスル者ハ所得、純益又ハ利益ニ関スル計算書ヲ添附シ翌年一月三十一日迄ニ其旨所轄稅務署ニ申請スベシ

④臨時租稅措置法第一條ノ二十六ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ所得、純益又ハ利得金額ヲ更訂シタル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第七條 前四條ノ規定ハ不動産所得又ハ甲種若ハ乙種ノ事業所得ニ該當スル所得ニ対スル綜合所得稅ノ賦課ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ不動産所得ニ該當スル所得、甲種ノ事業所得ニ該當スル所得及乙種事業所得ニ該當スル所得ノ金額ハ各別ニ之ヲ計算ス

第八條 所得稅法第二十四條第一項ノ控除ハ毎月一日現在ノ扶養家族ニ付之ヲ為ス

第九條 甲種ノ勤勞所得ニ対スル分類所得稅ノ徵收ニ付テハ徵收稅額ニ十錢未滿ノ端數アルトキハ其端數ヲ切捨ツ

第十條 甲種ノ勤勞所得ニ対スル分類所得稅ハ支払者稅務署長ノ承認ヲ受ケ三月分以内ヲ取纏メ納付スルコトヲ得

第十一條 酒税法第三十五條第一項本文、清涼飲食税法第六條第一項本文、砂糖消費税法第七條ノ四第一項本文、物品税法第八條

第一項、遊興飲食税法第五條第一項本文、入場税法第六條ノ二第一項本文、同法第十四條第一項但書又ハ特別行為税法第九條第一項本文ノ申告ノ期限ハ之ヲ翌月末日迄トス

第十二條 酒税、清涼飲料税、砂糖特別消費税、物品税、遊興飲食税、入場税、特別入場税、又ハ特別行為税ヲ納付スベキ時期ハ

前条酒税法第三十五條第一項但書若ハ第二項、清涼飲料税法第六條第一項但書、砂糖消費税法第七條ノ四第一項但書、物品税法第八條第二項、遊興飲食税法第五條第一項但書、入場税法第六條ノ二第一項但書、若ハ第十四條第一項本文、又ハ特別行為税法

第九條第一項但書ノ規定ニ依ル申告ト同時トス

第十三條 徴収補助団体ノ代表者ガ第十一條ノ申告書ヲ取纏メ提出スルトキハ当該団体ノ団体員ノ納付スベキ砂糖特別消費税、物品税、遊興飲食税、入場税又ハ特別行為税ヲ取纏メ納付スルコトヲ得

第十四條 遊興飲料税法第二條第三項ノ規定及同法中納税切符ニ関スル規定ハ之ヲ適用セス

第十五條 大藏大臣又ハ稅務署長ハ己ムコトヲ得サル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ國税ニ付納期若ハ納税ノ告知ニ関スル特別ヲ設ケ又ハ其徴収ヲ猶予スルコトヲ得

第十六條 本令中配当利子特別税トアルハ樺太ニ在リテハ利益配当税、及公債及社債利子税トシ、大藏大臣又ハ稅務署長トアルハ台湾ニ在リテハ台湾總督又ハ州知事若ハ庁長、樺太ニ在リテハ樺太庁長官又ハ樺太庁支庁長トス

## 附則

本令ハ昭和二十年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ台湾ニ在リテハ昭和二十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三條及第四條(第七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ハ昭和二十年分ノ所得税、營業税、及臨時利得税ヨリ之ヲ適用ス

稅務署長ハ分類所得税、營業税又ハ營業利得ニ対スル臨時利得税ノ賦課ニ付昭和二十年分ノ不動産所得、甲種若ハ乙種ノ事業所得、純益又ハ利益金額カ前年中ノ不動産所得、甲種若ハ乙種ノ事業所得、純益又ハ利益金額ニ対シ五割以上増加スト認ムル者ニシテ第四條ノ規定ニ該當セサルモノノ昭和二十年分ノ不動産所得、甲種若ハ乙種ノ事業所得、純益又ハ利益金額及昭和二十年一月一

日以降新ニ資産又ハ事業ヲ有スルニ至リタル者ノ当該資産又ハ事業ヨリ生ズル昭和二十年分ノ不動産所得甲種若ハ乙種ノ事業所得、純益又ハ利益金額を予算ニ依リ計算シ所得調査委員会ノ調査ニ依ラズシテ所得、純益又ハ利得金額ヲ決定スルコトヲ得  
 第七条後段及前項ノ規定ハ稅務署長ニ於テ昭和二十年分ノ不動産所得又ハ甲種若ハ乙種ノ事業所得ニ該当スル所得ガ前年中ノ不動産所得又ハ甲種若ハ乙種ノ事業所得ニ該当スル所得ニ対シ五割以上増加スト認ムル者ニシテ第七条ニ於テ準用スル第四条ノ規定ニ該当セザルモノノ昭和二十年分ノ不動産所得又ハ甲種若ハ乙種ノ事業所得ニ該当スル所得ニ対スル綜合所得稅及昭和二十年一月一日以後新ニ資産又ハ事業ヲ有スルニ至リタル者ノ当該資産又ハ事業ヨリ生ズル昭和二十年分ノ不動産所得又ハ甲種若ハ乙種ノ事業所得ニ該当スル所得ニ対スル綜合所得稅ノ賦課ニ付之ヲ準用ス  
 第四条第三項及第四項、第五条並ニ第六条ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス  
 本令施行前ニ課シ又ハ課スベカリシ配当利子特別稅、外貨債特別稅、建築稅、有価証券移轉稅、電気瓦斯稅、廣告稅、馬券稅、印紙稅及遊興飲食稅ニ付テハ従前ノ例ニ依ル

昭和二〇年勅令第四百二十三号戰時緊急措置法ニ基ク稅制ノ適正化ニ関スル件施行方について

◎大藏省令第六十一号

昭和二十年勅令第四百二十三号戰時緊急措置法ニ基ク稅制ノ適正化ニ関スル件施行方左ノ通り定ム

昭和二十年七月二十一日

大藏大臣 広瀬 豊作

昭和二十年勅令第四百二十三号戰時緊急措置法ニ基ク稅制ノ適正化ニ関スル件施行方

- 第一条 所得稅法施行規則第二十四条第一項ノ控除ハ毎月一日現在ノ扶養家族ニ付之ヲ為ス
- 第二条 所得稅法施行規則第四十二条第一項ノ規定ニ依リ申請書ヲ提出シタル後扶養家族ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ異動部分ニ付同令第三十九条第一項ニ掲ゲル事項ヲ記載シタル申請書ヲ支払者ヨリ異ニスル毎ニ異動後最初ノ給与ノ支払ヲ受クル日ノ前日迄

ニ其ノ給与ノ支払者ヲ經由シ所轄稅務署ニ提出スベシ

②所得稅法施行規則第四十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第三條 甲種ノ勤勞所得ニ對スル分類所得稅ハ支払者稅務署長ノ承認ヲ受ケ三月分以内ヲ取纏メ払込ムコトヲ得

第四條 戰時災害國稅減免法施行規則第十條ノ規定ハ昭和二十年勅令第四百二十三號ニ依リ所得、純益又ハ利得金額決定後其ノ年ノ予算ニ依リ所得、純益又ハ利益金額ヲ計算シ所得稅營業稅又ハ臨時利得稅ヲ賦課スル場合ニ於テ決定後被害ヲ受ケタルトキハ被害ヲ受ケタル年分ノ所得、純益又ハ利益金額ヲ計算スル場合ニ付之ヲ適用ス

第五條 昭和二十年勅令第四百二十三號第十二條ノ規定ニ依リ酒稅、清涼飲料稅、砂糖特別消費稅、物品稅、遊興飲食稅、入場稅特別入場稅又ハ特別行為稅ヲ納付スル場合ニ於ケル納付場所ハ最寄ノ日本銀行本店、支店又ハ代理店トス此ノ場合ニ於テ添附スベキ納付書ハ國稅徵收法施行細則第八號書式ニ依ル

第六條 大藏大臣又ハ稅務署長ハ事態急迫ノ為緊急ノ必要アリト認ムルトキ國稅ニ付納期ノ特例ヲ設クル事ヲ得

②前項ノ特例ハ大藏大臣之ヲ告示シ稅務署長之ヲ公示ス

第七條 稅務署長ハ事態急迫ノ為メ緊急ノ必要アリト認ムルトキハ國稅ノ徵收ヲ猶予スルコトヲ得

第八條 國稅徵收法第五條ノ規定ニ依リ市町村ニ於テ徵收スベキ國稅ニ付テハ納稅団体ノ代表者ハ當該団体ノ団体員ノ納付スベキ國稅ニ付代表者ニ於テ取纏メ納付スベキ旨ヲ當該市町村ヲ經由シ所轄稅務署長ニ申請スルコトヲ得

②前項ノ申請アリタルトキハ市町村長ハ納稅団体ノ代表者ニ對シ當該団体ノ団体員ノ納付スベキ稅額ノ合計額、納期日及納付場所ヲ指定シ各団体員ノ納付スベキ稅額ノ内訳ヲ添附シテ納稅ノ告知ヲ為スコトヲ得

③前項ノ規定ニ依リ代表者ニ對シ告知ヲ為シタルトキハ國稅徵收法第六條ノ規定ニ依リ告知ヲ為シタルモノト看做ス

第九條 樺太ニ在リテハ本令中大藏大臣又ハ稅務署長トアルハ樺太庁長官又ハ樺太庁支庁長トシ稅務署トアルハ樺太庁支庁トス

附則

本令ハ昭和二十年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 三、稅務行政簡素化のための改正

戦時緊急措置的状况は、さらに深刻の度を加え、税務行政上一層簡素化が要求された。それに応えるように所得税法施行規則等の改正が行われ、七月二〇日施行された。以下その大要を述べる。

(一) 所得税について

総合所得税の課税資料である無記名公社債利子等の支払調書の提出限度額の引上げを行い、官民相互の手数を省略すること。

(二) 遊興飲食税について

イ、料理店等の経営者の申告書提出期限を当該月の末日までに延長したこと。

ロ、料理店等の経営者が遊興飲食、宿泊の料金を領収したときは、支払者に料金領収証を交付することとし、税務署長が特に必要ありとするときは、納税証紙を貼用させることに改正した。

関係法令次のおり。

所得税法施行規則等改正（昭和二〇・七・二〇日公布、八月一日ヨリ施行勅令第四二五号）

第一条 所得税法施行規則中左ノ通改正ス

第九十条但書中「十五円」ヲ「五十円」ニ改ム

第九十二条中「百円未満ナルモノ並ニ」ヲ「三百円未満ナルモノ、法人ノ利益若ハ利息ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニシテ一回ノ支払金額七十円未満ナルモノ及」ニ改ム

第二条 遊興飲食税法施行規則中左ノ通改正ス

第六条第二項中「十日」ヲ「末日」ニ改ム



第九条ノ二 稅務署長ハ必要アリト認ムルトキハ遊興飲食稅稅法第一條第一項ニ規定スル場所ノ經營者ニ對シ遊興飲食又ハ宿泊ノ料金を領收シタルトキハ大藏大臣ノ定ムル料金額領收書ヲ支払者ニ交付シ又ハ其ノ料金額領收書ニ當該料金を對スル遊興飲食稅額ニ相当スル金額ヲ表示スル納稅証紙ヲ貼用スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ料金額領收書ヲ支払者ニ交付シタルトキハ其ノ写ヲ保存スベシ但シ稅務署長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

#### 附則

本令ハ昭和二十一年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 戰時緊急措置關係法令

#### 一 戰時緊急措置法

二 戰時緊急措置法施行期日ノ件

三 戰時緊急措置法ヲ朝鮮及台灣ニ施行スルノ件

四 戰時緊急措置法施行令

五 戰時緊急措置委員會官制

六 樺太ニ於ケル稅制ノ適正化ニ關スル件

戰時緊急措置法（昭和二〇・六・二一公布六・二三施行、法律第三八号）

〔授權の範圍〕

第一条 大東亞戦争ニ際シ国家ノ危急ヲ克服スル為緊急ノ必要アルトキハ政府ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ニ掲グル事項ニ関シ心機ノ措置ヲ講ズル為必要ナル命令ヲ発シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得

- 一 軍需生産ノ維持及増強
- 二 食糧其ノ他生活必需物資ノ確保
- 三 運輸通信ノ維持及増強
- 四 防衛ノ強化及秩序ノ維持
- 五 税制ノ適正化
- 六 戦災ノ善後措置
- 七 其ノ他戦力ノ集中發揮ニ必要ナル事項ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

〔損失補償〕

第二条 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前条ノ規定ニ基キテ発スル命令ニ依リ為ス処分又ハ同条ノ規定ニ依リ為ス処分ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スルコトヲ得

〔罰則〕

第三条 第一条ノ規定ニ基キテ発スル命令若ハ之ニ依リ為ス処分又ハ同条ノ規定ニ依リ為ス処分ニ違反シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

②第一条ノ規定ニ基キテ発スル命令ニ依リ為ス処分又ハ同条ノ規定ニ依リ為ス処分ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ三年以下ノ懲役、五千円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス

③国家総動員法第三十五条、第四十八条及第四十九条ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

〔諮問〕

第四条 第一条ノ規定ニ基ク措置ニシテ重要ナルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ戦時緊急措置委員会ニ諮問スベシ但シ己ムコトヲ得ザル場合ニ於テハ事後ニ之ヲ報告スベシ

②戦時緊急措置委員会ニ関スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔勅令への委任〕

第五条 本法施行ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和二〇・六・二三、勅令三七六号）

戦時緊急措置法施行期日ノ件（公布昭和二〇・六・二〇、官報六月二二日勅令第三七六号）

戦時緊急措置法ハ昭和二十年六月二十三日ヨリ之ヲ施行ス

戦時緊急措置法ヲ朝鮮及台湾ニ施行スルノ件（公布昭和二〇・六・二〇日官報六月二二日勅令第三七七号）

戦時緊急措置法ハ之ヲ朝鮮及台湾ニ施行ス

附則

本令ハ昭和二十年六月二十三日ヨリ之ヲ施行ス

戦時緊急措置法施行令（公布昭和二〇・六・二二日官報六月二二日勅令第三七八号）

第一条 戦時緊急措置法（以下法ト称ス）第一条ノ規定ニ基ク措置ハ概ネ左ノ各号ニ掲グル事項ニ付之ヲ為スモノトス

一 業務ノ開始及廃止、業務ノ運営並ニ業務従事者ノ懲戒

二 事業体ノ組織、事業体ノ間ニ於ケル協力並ニ事業体ノ管理、使用及収用

三 勤労、物資（電気ヲ含ム以下同ジ）、動力及資金ノ整備・物資ノ所持及処分並ニ物資及動力ノ管理、使用及収用

四 土地、工作物、立木、設備及施設ノ新設、拡張、改良、維持、交換、分合、処分、管理、使用及収用

- 五 權利ノ得喪、變更、行使、使用及取用
  - 六 法人ノ設立、合併、解散及目的變更
  - 七 價格、實金其ノ他ノ財産的給付ノ契約、支払及受領
  - 八 入ノ移動及居住
  - 九 報告ノ徵収及臨檢検査
  - 十 統制、取締等ニ関スル法令ノ特例及適用排除
  - 十一 其ノ他主務大臣内閣總理大臣ト協議シテ定ムル事項
- ②法第一条第五号ノ税制ノ適正化ニ関シ必要ナル措置ニ付テハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二条 法第一条ノ規定ニ基ク措置ハ勅令ニ依ル場合ヲ除クノ外主務大臣及地方總監之ヲ為ス但シ地方總監ハ事態急迫ノ為交通又ハ通信困難ニ為リタル場合其ノ他已ムコトヲ得ザル場合ニ於テ之ヲ為スモノトス
- 第三条 法第二条ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失トス
- ②法第二条ノ損失補償ヲ為スベキ場合及前項ノ損失ヲ決定スル基準ハ主務大臣大蔵大臣ト協議シテ之ヲ定ム
- ③前二項ニ定ムルモノヲ除クノ外第二条ノ損失補償ニ関シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム
- 第四条 法第一条ノ規定ニ基キテ発スル命令ニシテ法律ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ベキモノニ係ルモノ及之ニ準ズル同条ノ命令及処分並ニ同条第七号ノ勅令ヲ以テ指定スル事項ニ付テハ軍機ニ関スルモノヲ除クノ外主務大臣戰時緊急措置委員會ニ諮問スベシ但シ已ムコトヲ得ザル場合ニ於テハ事後ニ之ヲ報告スベシ
- 第五条 法第一条ノ規定ニ基キテ発スル命令又ハ同条ノ規定ニ依リ為ス処分ニハ同条ノ規定ニ基キテ発シ又ハ同条ノ規定ニ依リ為スモノナル旨ヲ明示スルモノトス
- 第六条 第一条第二項中勅令トアルハ朝鮮ニ在リテハ制令ヲ以テ規定シ得ル事項ニ付テハ朝鮮總督府令、台湾ニ在リテハ律令ヲ以テ規定シ得ル事項ニ付テハ台湾總督府令トス
- ②第四条中主務大臣トアルハ法第一条ノ規定ニ基ク朝鮮總督又ハ台湾總督ノ措置ニ付テハ内務大臣トス
- ③前項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣トアルハ朝鮮總督ノ所管ニ屬スルモノニ付テハ朝鮮總督、台湾總督ノ所管ニ屬スルモノニ

付テハ台湾總督トス

附則

本令ハ戰時緊急措置法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

戰時緊急措置委員會官制(公布昭和二〇・六・二八、官報六・二九勅令第三八九号)

- 第一条 戰時緊急措置委員會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ戰時緊急措置法第四条及戰時緊急措置法施行令第四条ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメラレタル事項ヲ審議ス
- ②委員會ハ戰時緊急措置法ノ施行ニ關スル重要事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得
- 第二条 委員會ハ委員二十四人以内ヲ以テ組織ス
- ②委員ハ内閣總理大臣ノ奉請ニ依リ貴族院議員及衆議院議員ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 第三条 委員ノ任期ハ一年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ
- 第四条 委員會ニ議長ヲ置ク
- ②議長ハ委員ノ互選トス
- ③議長ハ會務ヲ總理ス
- ④議長事故アルトキハ議長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第五条 委員ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ嚴守スベシ
- 第六条 委員會ニ幹事及幹事補佐ヲ置ク内閣總理大臣ノ奉請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- ②幹事ハ議長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- ③幹事補佐ハ上司ノ指揮ヲ承ケ幹事ヲ佐ク
- 第七条 委員會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- ②書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

## 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太ニ於ケル税制ノ適正化ニ関スル件（公布昭和二〇・七・二〇、官報七・二一勅令四二四号）

樺太ニ於ケル租税ニ関スル事項ニシテ左ニ掲グルモノニ付テハ他ノ勅令ニ拘ラズ樺太庁長官ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

一 昭和二十年勅令第四百二十三号〔戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル件〕ニ準ジ第三種ノ所得ニ対スル所得税又ハ

営業所得ニ対スル所得税又ハ営業利得ニ対スル臨時利得税ヲ賦課スルコト

二 昭和二十年勅令第四百二十三号ニ準ジ物品税、遊興飲食税、入場税、特別入場税又ハ特別行為税ヲ納付セシメルコト

## 附則

本令ハ昭和二十年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

## 結

前号及び本号にわたつて、昭和二〇年の税制改正に関する諸資料をとりまとめた。

特に、戦時緊急措置法の公布、施行に伴ない、税制の上にも、新しい考え方があらわれていることに注目しておいてよいであろう。これが将来、すなわち、昭和二二年所得税法の予算課税へと下地的には連がっていくようにも思われる。ともあれ、昭和二〇年後半の税制改正は、戦時緊急措置法公布時までの改正とは質を異にする。

稿を改めて、次回においてそれらについても整理しておく必要があるであろう。以上で昭和二〇年戦時期の税制改革に関する稿をとじる。